

香川県広域水道企業団条例第4号

香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第6条 法第34条において読み替えて準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9第8項</u>の規定により水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円を超える場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第6条 法第34条において読み替えて準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円を超える場合とする。</p>

（香川県広域水道企業団監査委員条例の一部改正）

第2条 香川県広域水道企業団監査委員条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（請求又は要求に基づく監査）</p> <p>第5条 法第292条において準用する法第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項若しくは第242条第1項又は地方公営企業法第27条の2第1項若しくは同法第34条において準用する法<u>第243条の2の9第3項</u>の規定により監査の請求又は要求があったときは、その日の翌日から起算して7日以内に着手しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>（請求又は要求に基づく監査）</p> <p>第5条 法第292条において準用する法第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項若しくは第242条第1項又は地方公営企業法第27条の2第1項若しくは同法第34条において準用する法<u>第243条の2の8第3項</u>の規定により監査の請求又は要求があったときは、その日の翌日から起算して7日以内に着手しなければならない。</p> <p>2 略</p>

（香川県広域水道企業団企業長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正）

第3条 香川県広域水道企業団企業長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年香川県広域水道企業団条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第243条の2の8第1項の規定に基づき、企業長等（香川県広域水道企業団（以下「企業団」という。）における同法第292条において準用する同法第243条の2の8第1項に規定する普通地方公共団体の長等をいう。次条において同じ。）の企業団に対する損害賠償責任の一部免責について必要な事項を定めるものとする。

(企業長等の損害賠償責任の一部免責)

第2条 略

(1) 企業長 基準給与年額（地方自治法第292条において準用する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の5第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。以下この条において同じ。）に6を乗じて得た額

(2)・(3) 略

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第243条の2の7第1項の規定に基づき、企業長等（香川県広域水道企業団（以下「企業団」という。）における同法第292条において準用する同法第243条の2の7第1項に規定する普通地方公共団体の長等をいう。次条において同じ。）の企業団に対する損害賠償責任の一部免責について必要な事項を定めるものとする。

(企業長等の損害賠償責任の一部免責)

第2条 企業団は、企業長等の企業団に対する損害を賠償する責任を、企業長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、企業長等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる企業長等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせる。

(1) 企業長 基準給与年額（地方自治法第292条において準用する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。以下この条において同じ。）に6を乗じて得た額

(2)・(3) 略

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。